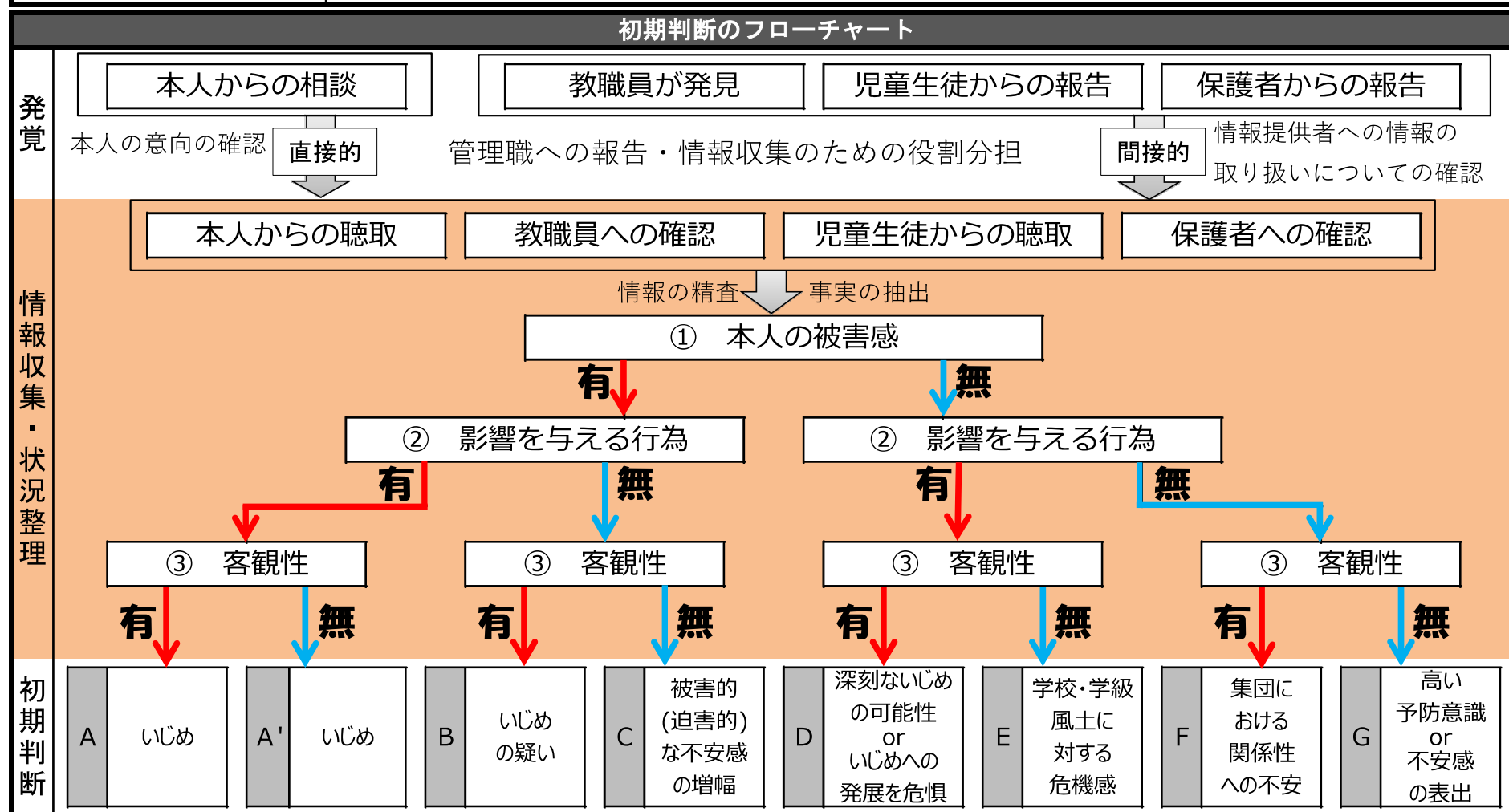


いじめ事案の初期判断のためのフローチャート

判断の3観点	ポイント
① 本人の被害感	ある「行為」によって心身に苦痛を感じているという本人からの訴え
② 心理的または物理的影響を与える行為	インターネットを通じて行われるものを含め、心理的または物理的な影響を与える行為 ※「けんか」や「ふざけ合い」、「好意で行った行為」などの意図せぬ行為も含まれる
③ 客観性 (客観的事実)	根拠が確かであり、公平性が保たれ、誰もがそうだと納得できる情報 ・複数の児童生徒から受けた同じ内容の情報 ・推測、想像の入っていない大人(教職員や保護者)からの情報 ・当事者と日頃の交友が少なく、報告による影響が少ない児童生徒からの情報

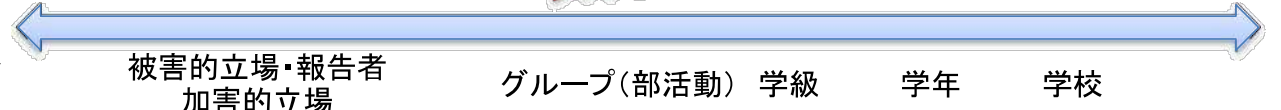


初期判断	支援の方向性の例
A いじめ A'	○被害者救済を第一に考え、管理職のリーダーシップのもとで援助チームを組織し、特別な措置を講じる。 ○S C[スクールカウンセラー]と連携し、被害者との1対1の関係を築き、心理状態を確認しながら援助計画を立てて支援する。 ○S S W[スクールソーシャルワーカー]を介して、状況に応じた学外機関（病院、児童相談所、警察など）の介入を求める。 ○判断A'のように客観的事実が得られない場合、不均衡な力関係が固定され、周知されにくいことにも留意する。
B いじめの疑い	○本人が被害を訴えて援助を求めているため、本人の被害感と本人が期待する支援を理解することに努める。 →ここで具体的に対応することが、次もまた助けを求めることができ、深刻化を防ぐことになる。 ○通報者がいる場合は、傍観者の罪悪感や次の被害者になることへの不安に対してケアをする。 ○S Cには当事者との面談や教員への助言を依頼し、当事者間の関係修復を図る。 ○ときには、S S Wに家庭訪問への同行を求めるなどして、学校内外の情報を整理し、必要な環境調整の助言を受ける。
C 被害(迫害)的 不安感の増幅	○客観的事実が認められないため、本人の被害感や迫害不安の背景を理解することに努める。 ○背景に、家庭での虐待やネグレクト、精神疾患、発達の要因がある可能性を考慮する。 ○S Cとの面談を通して本人の心理状態を適切に理解して、支援を考える。 ○S S Wと連携して、家庭への働きかけ、児童相談所や病院への橋渡しを考える。 ○度重なる被害の訴えは、相手との対立を引き起こし、本当にいじめの事態をつくり出す可能性があるのに注意する。
D 深刻ないじめ の可能性 または いじめへの 発展を危惧	○被害的立場にあっても、当事者にシンキングエラー※があるために被害を訴えられないことにも留意する。 ○周囲の児童生徒からの訴えは、報告者自身の被害感と捉え、生活環境の居心地の悪さと考えたとよい。 ○S Cと相談しながら、教員による被害的立場と報告者への個別の心理的支援を検討する。 ○報告のあった行為について、グループや集団に対して注意を喚起する。 ○心理教育（S G E[構成的グループ・エンカウンター]・S S T[ソーシャルスキルトレーニング]・アサーショントレーニング）を通して、積極的な関係づくりを図る。
E 学校・学級風土 に対する危機感	○保護者や教師から見て気になる行為があっても、日常的な行為として見逃されている可能性に留意する。 ○グループや集団が、他者への関心や共感性が低い状態にあるかもしれないと考える。 ○シンキングエラー※を起こしやすい関係性であり、いじめが深刻化するリスクをはらんでいると考えられる。 ○心理教育（S G Eなど）で他者への関心をもたせ、道徳教育や人権教育を通して共感性を高める。
F 集団における 関係性への不安	○集団（学級や部活動等）内での人間関係に対する児童生徒の不安の表れである可能性に留意する。 ○集団内にシンキングエラー※があり、「あそび」や「ふざけ」がエスカレートしていじめに至る危険性を考慮する。 ○当事者に対しては、客観的な事実として注意を喚起し、学級や部活動でも規範についての共通理解を図る。 ○報告者自身が感じる集団内での居心地の悪さに対して個別の心理的ケアを行う。 ○心理教育（ピア・サポートなど）を通して、児童生徒同士の自治的機能を高める。
G 高い予防意識 または 不安感の表出	○いじめに対する予防の意識が高い状態と考えられ、教員間の日常的な会話の中で「気付き」を共有していきたい。 ○次のことにも留意したい。 ・教員が集団指導に対して不安をもつことにならないように組織的な指導体制をつくる。 ・保護者の訴えの背景には、家庭内で親子間の問題を抱えている可能性もあるため、保護者支援を検討する。

※シンキングエラー：被害的立場にある児童生徒の人権侵害が正当化されるような間違った考えや認識

いじめ事案の初期判断【早見表】

(○：あり　－：なし)

3 観点の有無	① 本人の被害感	○		○	○	—	—	—	—	
	② 行為	○		—	—	○	○	—	—	
	③ 客観性	○	—	○	—	○	—	○	—	
初期判断 の分類	A	A'	B	C	D	E	F	G		
	いじめ		いじめの疑い	被害的 (迫害的) 不安の増幅	深刻ないじめ の可能性 or いじめへの 発展を危惧	学校・学級風土 に対する危機感	集団における 関係性への不安	高い予防意識 or 不安感の表出		
緊急度	高									低
中心となる 支援の対象	個人									集団

※判断D：①本人が被害感を訴えていないため、現時点での緊急度は中程度だが、経過観察では特に注意が必要となる。